

平成31年4月24日

平塚市監査委員	高梨	秀美
同	井澤	郁人
同	須藤	量久
同	吉野	和美

監査の結果について（公表）

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

記

1 監査の対象範囲及び対象部課

下記の監査対象課の所管に属する平成30年度の財務に関する事務及び財産の管理事務

- (1) 市民病院 経営企画課 病院総務課 医事課 改築推進室
- (2) 土木部 下水道経営課（企業会計分） 下水道整備課（企業会計分）

2 監査の実施期間

平成31年2月4日から平成31年3月28日まで

3 監査の方法及び監査項目

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、監査対象を抽出し、書面調査等を実施するとともに、関係職員に説明を求めた。

監査項目

- (1) 事務事業及び管理運営事項
- (2) 収入事務
- (3) 支出事務
契約事務、補助金等の事務
- (4) 財産の管理事務
- (5) 庶務その他事務

4 監査の結果

市民病院

- (1) 経営企画課 病院総務課 医事課 改築推進室

ア 財務に関する事務の執行について、次の指摘事項については適切に対処されたい。

○ 指摘事項

委託契約事務において、病院広報誌作成業務の一部業務を再委託する際、書面による承諾を得ていなかったものや、契約書の契約者名が事業管理者ではなく病院長とな

っていたものがあった。

また、賃貸借契約事務において、共有名義の駐車場用地の賃貸借契約に当たり、委任状等の書類が不足しているにもかかわらず、一部の土地所有者と契約を締結していたものがあった。

さらに、修繕にかかる契約事務では、複数の契約において修繕契約約款に定めた完了届が提出されていなかったものがあったほか、各種保険契約事務では、自動車損害共済の解約手続きの一部が遅延しているものがあった。

平塚市契約規則等に則り事務処理の方法を再度確認し、今後の事務の執行に当たり適正な措置を講じられたい。

イ 財産の管理事務については、良好であると認められた。

土木部

(1) 下水道経営課 下水道整備課

ア 財務に関する事務の執行については、適正に行われていると認められた。

イ 土地、建物の管理状況については、次の表のとおりである。

施設名	監査結果
長持ポンプ場	良好に管理されていた。
久領堤貯留ポンプ場	良好に管理されていた。

以 上